

甲府市農業委員会 11月定例総会議事録

1. 日 時 平成29年11月28日（火曜日）午後2時00分から3時05分
 2. 会 場 甲府市南公民館
 3. 出席委員（17名）
会長・西名武洋
委 員
1番 保坂 敬夫 2番 福島 昌之 3番 矢崎 正勝 4番 米山 夫佐子
5番 落合 洋子 6番 田中 由美 7番 土屋 三千雄 8番 長田 孝夫
9番 菊島 建 10番 關野 登 11番 森 信二 13番 末木 瑞夫
14番 土屋 正人 15番 萩原 爲仁 16番 小林 雅宗 17番 山本 一
 4. 欠席委員（2名）
会長職務代理者・柿嶋 敦 12番 花形 満寛
 5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名
事 務 局 長 青木 進
農地係 係 長 田中 紀雄
係 長 佐野 慶一
主 事 一ノ瀬 匠
振興係 係 長 岡 正己
技 師 吉澤 雅貴
 6. 議 案
議案第1号 農地法第3条による競・公売適格証明願いについて
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 平成29年12月告示分農用地利用集積計画について
- 報告案件
- 報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
 - 報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）

報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）

報告第4号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（田中係長）

それでは、ただ今から、平成29年度11月定例総会を始めます。

本日の会議は、定数19名中17名が出席し過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

総会に先だち、会長より「あいさつ」をいただきます。会長よろしく願いいたします。

○議長（西名会長）

11月の定例総会に委員の皆様、ご苦勞様でございます。

《以下 挨拶 略》

○事務局（田中係長）

ありがとうございました。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。

会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会11月定例総会を、農業委員会等に関する法律並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

それでは、本日の議事録署名委員ですが、7番の土屋三千雄委員、8番の長田孝夫委員をお願いを致します。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条による競・公売適格証明願についてを議題とします。事務局から説明してください。

○事務局（佐野係長）

今月は第3条の競・公売適格証明願が2件ございます。競売や公売の物件で登記地目が農地である場合、参加者は入札に先立って3条の許可の適格者であるという証明を受ける必要があります。今回の願出人は競売地を農地のまま耕作したいという方の3条の資格審査を求めるものです。

議案書1ページの1番、地図は1ページの競・公売適格証明願3条No.1・2の 3-1 をご覧ください。

競売地の所在・地目・面積・願出人については、議案書記載のとおりです。

上曾根交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面・南面・北面は農地、西面は用悪水路及び農地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

願出人は〇〇〇在住で、〇〇と主に〇〇〇に農地を持ち〇〇〇〇を行っているが、〇〇〇〇を計画し、新たな農地購入を検討していたところ、競売地が立地条件に適していることから、取得し〇〇〇〇〇〇したいとのことです。

願出人の現在の経営面積は〇〇〇㎡ですが、落札後は計画面積が〇〇〇㎡となり、〇〇〇〇する計画です。なお、願出人は経営面積や従事日数など、農地の取得要件は全て満たしております。

引き続き議案書の2番、地図は同じく競・公売適格証明願3条No.1・2の3-2をご覧ください。

競売地の所在・地目・面積・立地条件・農地区分は変わらず、願出人については議案書記載のとおりです。

願出人は〇〇〇〇〇〇で〇〇〇〇〇〇〇を経営し、〇〇により〇〇〇〇〇〇〇〇〇しているが、農地購入を検討していたところ競売地が立地条件に適していることから、取得し〇〇〇〇〇〇〇〇したいとのことです。

願出人の現在の経営面積は〇〇〇㎡ですが、落札後は計画面積が〇〇〇㎡となり、〇〇〇〇する計画です。なお、願出人は経営面積や従事日数など、農地の取得要件は全て満たしております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

ここで、地元委員に補足説明をお願いします。

1番と2番は中道地区ですので、土屋正人委員をお願いします。

○中道地区委員（土屋正人）

事務局の説明のとおりで、付け加えることはありません。何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

○議長（西名会長）

それでは、質疑に入ります。ご質問のある方は、挙手をしてください。

《 質問無し 》

○議長（西名会長）

質問も無いようですので、採決に入ります。

それでは、ご賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の方の賛成をいただきましたので、議案第1号は、証明書の交付をして参ります。

つづきまして、議案第2号農地法第3条の規程による許可申請ついてを議題とし

ます。事務局から説明してください。

○事務局（佐野係長）

農地法第3条許可申請であります。農地を耕作するための売買や貸借する場合には農地法第3条許可が必要となり、議案として審議していただきます。

今月の第3条許可申請は有償移転が3件、無償移転が1件であり、譲受人は第3条の資格要件を全て満たしております。

議案書2ページの1番をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については、議案書記載のとおりです。

千塚公園から〇〇mほど〇〇に位置する農地です。

譲受人は申請地を〇〇の代から〇〇〇〇〇〇を行ってきたが、この度正式に所有権を取得し〇〇〇〇〇〇を凶りたいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇〇㎡ですが、取得後は計画面積が〇〇〇㎡となり、申請地は引続き〇〇〇〇を行う計画です。また、下限面積を若干下回っておりますが、許容範囲であるものと判断しました。

続きまして、議案書の2番をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については、議案書記載のとおりです。

自治会館北交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地です。

譲受人は譲渡人の〇〇〇〇にあたり、譲渡人が〇〇となったことから、申請地を生前贈与により一部所有権を取得し、譲受人の〇〇〇〇〇〇を凶りたいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇〇㎡ですが、取得後は計画面積が〇〇〇㎡となり、申請地は引続き〇〇〇〇を行う計画です。

続きまして、議案書の3番をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については、議案書記載のとおりです。

中道橋北交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地です。

譲受人は、新山梨環状道路の用地買収に伴い代替地取得を希望とのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇〇㎡ですが、取得後は計画面積が〇〇〇㎡となり、申請地には〇〇〇〇を行なう計画です。

引き続き関連案件となり、議案書3ページの4番をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については、議案書記載のとおりです。

中道橋北交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地です。

譲受人は、新山梨環状道路の用地買収に伴い代替地取得を希望とのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇〇㎡ですが、取得後は計画面積が〇〇〇㎡となり、申請地には〇〇〇〇を行なう計画です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。地元委員から補足説明をいただきます。

1番の案件は千塚地区ですので、福島委員、お願いします。

○千塚地区委員（福島委員）

譲受人はおもに〇〇〇を作っておりまして、種類もたくさんあります。農地も区画ごとに、種類を分けて作っております。今年は、〇〇〇〇〇〇に挑戦したということで、熱心な方です。作った作物はどうするのですかと聞くと自家消費と友人・親戚に配るということです。

この地区のJA甲府市池田支所に直売所があるので、そこに出してはとアドバイスするといいいものを作って出しますとのことでした。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（西名会長）

つぎに、2番の案件は玉諸地区ですので、玉諸地区の落合委員お願いします。

○玉諸地区委員（落合委員）

この案件は、〇〇〇〇への生前贈与ということですので、問題はないかと思えます。よろしくお願いします。

○議長（西名会長）

3番と4番は、山城地区の米山委員お願いします。

○山城地区委員（米山委員）

事務局の説明のとおりで、新環状道路による代替地ですので、問題ないと思えます。よろしくお願いします。

○議長（西名会長）

地元委員より、補足説明が終わりしましたので、審議に入ります。

ご質問のある方は、お願いいたします。

《 質問なし 》

○議長（西名会長）

ご質問・意見もないようですので、採決に入ります。この案件に賛成の方は、挙手してください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の方の賛成をいただきました。議案第2号の案件につきましては、許可証の交付をしております。

つづきまして、議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局より説明してください。

○長田委員

そうすると〇〇〇〇で行なう場合については、許可を取らずにできるということでしょうか。〇〇を使って栽培するとか、そういう使い方で、あれば許可をとらないでもよいということでしょうか。

○事務局（青木事務局長）

そうです。営農のための〇〇〇〇です。家庭に使ってははいけません。

○議長（西名会長）

新しい問題で、いろいろと疑問があつてからこそ、お互いに理解しあえることだと思います。

他に質問はございますか。

《 質問無し 》

○議長（西名会長）

特別無いようですので、採決に入ります。それでは、この案件につきまして、ご賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の方の賛成をいただきましたので、決定します。

議案第4号の内、2番と4番と6番の案件につきましては、1,000㎡以上の案件ですので、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件は、1,000㎡未満の案件ですので、許可証の交付をして参ります。

つきに関連がございますので、報告第1号から第3号についての報告を受けたいと思います。

事務局より、説明してください。

○事務局（佐野係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書8ページをご覧ください。

先月の総会案件のうち、4条及び5条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、いずれの案件も許可相当との答申を受けました。

7ページからは平成29年10月21日から11月20日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在・届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

報告について説明がありました。

報告事項であります。何かありましたら、ご質問いただきたいと思います。

《 質問なし 》

なお、報告第4号につきましては、報告事項でありますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、ここで森委員の退席をお願いします。

《 森委員退席 》

○議長（西名会長）

つづきまして、議案第5号の内、利用権設定の7番の案件につきまして審議を行います。

事務局で説明してください。

○事務局（吉沢技師）

19 ページ7 番になります。

借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりとなっております。

以上です。

○議長（西名会長）

7 番の案件につきまして、事務局から説明が終了しました。

ご質問・ご意見のある方は、挙手をしてご発言ください。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

よろしいですね。

それでは、議案第5号の内、利用権設定の7番の案件について、ご賛成をいただける方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の賛成をいただきました。

議案第5号の内、利用権設定の7番の案件については決定してまいります。

森委員の着席をお願いします。

《 森委員着席 》

○議長（西名会長）

以上で、予定している案件は全て終了しました。

議題以外のことで、何かありましたらお願いいたします。

他にいかがでしょうか。

《 意見無し 》

○議長（西名会長）

よろしいでしょうか。

スピーディーに審議が終了しました。みなさんのご協力に感謝して、議長の席を降ろさせていただきます。

午後 3 時 0 5 分 閉会

なお、総会終了後事務局から次の事項の事務連絡が行われた。

会 長 _____ ⑩

議事録署名委員 _____ ⑩

議事録署名委員 _____ ⑩